

今こそ考えよう！

働く人の セーフティ ネット

コロナ禍によって、人々の生活は大きな影響を受けています。「いざという時」に備えて、私たちに何ができるか。日本の社会保障制度の仕組みや世界の事例などを通して、「セーフティネット」のあり方を考えてみましょう。

「セーフティネット」は

安心して暮らすために必須

「セーフティネット」とは、もともとサーカスの綱渡りなどで、万が一落下した時でも安全を確保するために張られた網のこと。そこから転じて、リスクが発生した時に、最悪の事態を避けるための制度や仕組み全般のことを意味するようになりました。網があるから安心して舞台に立てるように、いざという時に備える仕組みが整っているからこそ、私たちは安心して社会生活を送ることができます。

給与明細書で
公的セーフティネットである
社会保障制度をチェック!!

次ページへ

給与明細書

給与明細で分かる社会保障制度

社会保障制度と一口に言っても、目的や用途に応じて様々な制度が整備されています。私たちが納付するお金がどのように使われているのか、働く人なら誰もが受け取る給与明細の内容から、日本の社会保障制度のポイントを解説します。



【雇用保険】

政府管掌の強制保険制度

労働者が失業した場合などに給付を行い、再就職までの生活を保障するための制度。育児休業等で雇用を継続する場合や職業訓練を受講した際にも給付される。要件を満たすすべての労働者が原則として加入し、保険料は労働者と事業主が共同で負担する。

▶ 関連情報 P7 へ



【健康保険】

病気やけがに備える公的医療保険

業務外で病気やケガをしたときの医療費と休業補償、出産時などの給付を行う。医療機関での窓口負担は原則3割、医療費が高額になった際は所得に応じて窓口負担の上限が決まっている。会社員は会社や企業グループ、業界単位の健保組合、公務員など

は共済組合、これらの組合がない労働者は協会けんぽに加入し、保険料は労働者と事業主が共同で負担する。自営業者は市町村が運営する国民健康保険に加入する。

▶ 関連情報 P6 1 2 へ P7 3 へ

給与支払明細書 ●×年▲月				株式会社●×商事					
部門-所属	0000	社員番号	000-00-0000	氏名 応援太郎 殿					
勤怠	出勤日数 20	年休日数 0	特休日数 0	欠勤 0	遅早時間 0	超勤時間 15	休日時間 0	深夜時間 0	
支給	基本給 205,000	職務手当 10,000	役職手当 0	家族手当 0	住宅手当 0	時間外手当 24,023	課税交通費 0	非課税交通費 17,930	総支給額計 256,953
控除	健康保険料 11,952	厚生年金保険料 21,393	介護保険料 0	雇用保険料 956	社会保険料計 34,301	所得税 4,910	住民税 15,400		
	共済会費 500	団体生命保険料 0	損害保険料 0	労働組合費 3,000	財形貯蓄 20,000			控除額計 78,111	
								差引支給額 178,842	

*この明細は実例を元にしたモデルです。

POINT 3

【厚生年金保険】

老後だけじゃない! 公的年金制度

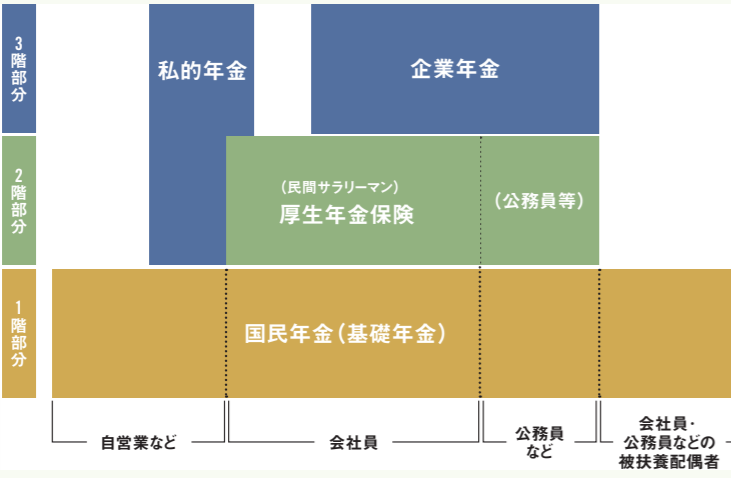
公的年金制度は、老後の生活のための老齢年金だけでなく、障害の状態になった時に受け取れる障害年金や、遺族の生活を保障する遺族年金の給付を行う。

日本は「国民皆年金」制をとっており、20歳~60歳未満の全ての人加入する国民年金と、会社員や公務員が加入する厚生年金・共済年金で構成される。これに加えて、企業が従業員のために掛け

金を支払う企業年金、個人が任意に加入する私的年金を含めて、「3階建て」の構造といわれている。労働者は国民年金に加え、厚生年金にも加入する。保険料は、労働者と事業主が共同で負担する。自営業者は国民年金に加入する。

▶ 関連情報 P6 1 へ

「3階建て」構造の日本の年金制度



PLUS @

【労災保険】

業務中のケガや病気に

業務中や通勤中の事故などで負傷したり、病気になったりした際に給付を行う。政府が運営し、労働者を雇用するすべての事業所が加入する。適用対象外の自営業者などには特別加入制度がある。

▶ 関連情報 P7 4 へ

POINT 4

【介護保険】

介護が必要な高齢者を社会全体で支える

介護サービスを受ける際の費用などを給付する。原則として市町村単位で運営されており、40歳以上の全住民が加入する。保険料は加入している健康保険と一緒に徴収される。

社会全体でリスクを分かち合う。社会保障という、高齢者のための制度というイメージがありますが、それだけではありません。例えば年金には、病気やケガ、うつ病などの精神的に頼っていた配偶者や親が亡くなったりした際に受給できる障害年金・遺族年金などもあります。想定外のリスクに出会った時、個人の力だけで対処できるとは限りませんから、若者にとっても、いざという時に生活を助けてくれる重要な仕組みです。社会保障制度は、それぞれの収入などに応じて税金や保険料を納めることで、誰もが抱えるリスクを社会全体で分かち合う、助け合いの仕組みなのです。

海外にはどんな制度がある？

世界のセーフティネット

いざという時の、「支え合い・助け合い」の仕組みとしてのセーフティネット。

世界の国々には、どのようなセーフティネットがあるでしょうか。

海外の事例を参考に日本のあり方を考えてみましょう。



ドイツ

対象が幅広い労災保険制度
保険料は事業主の全額負担

労働者や職業養成訓練の受講者、農業・漁業など自営業者の一部、学生、ボランティアも対象。産業・業種別に組織された労災保険組合が保険者で、労働災害や職業病に対する補償のほか、労働災害の予防活動も行う。

デンマーク

失業保険を労働組合が運営
自営業や新規学卒者も加入可能

労働組合が失業保険金庫を管理し、政府が補助を行う方式で運営している。失業保険の加入は任意だが、自営業者や職業訓練を終えた新規学卒者など、ほとんどすべての就労者が加入できるのが特徴。

スウェーデン

年金や失業手当など、
就労する気にさせる制度設計

できるだけ就労し納税して社会福祉国家を支えるという就労原則に基づき、税制や社会保障は、就労して多く収入を得ることに對するインセンティブが高まるよう設計されている。失業者へは、早期復帰に向けた様々な支援策がある。

フランス

プラットフォームの労務提供者
自営業者でも団結活動は可能

2016年の法改正で、プラットフォームの社会的責任として、団結権・団交権のほか、労災、職業教育への対応について規定。労務提供者は自営業だが、労働組合の団結権や争議権といった集团的権利が認められた。

スペイン

金銭ではない経済の形
時間銀行の広がり

登録した人が「時間」を単位としてサービスをやりとりする仕組み。誰かにサービスを提供すると、その時間分だけ「時間預金」ができ、貯めた時間で誰かからサービスを受けられる。金銭によらない助け合いの仕組みとして注目を集める。

ベトナム

男性も出産休暇を取得可能
休暇中も100%の給付金を受給

女性は出産前後の6か月間、男性は配偶者の出産後30日以内に5日間の出産休暇を取得可能。休暇中は、取得前6か月の平均給与月額相当の給付金が支給される。女性が早めに復職した場合、未消化分の出産給付金も受給できる。

インドネシア

2015年から実施
総合的な労働社会保障制度

労災補償・死亡保障は雇用主、老齢保障・年金保障は雇用主と労働者で、保険料を負担。老齢補償は、積立制で定年時に受給権利が発生するが、仕事を辞めた場合は年齢に関わらず加入期間に応じて一時金を支給。

オーストラリア

失業給付は全額国庫負担
新規学卒者なども支給対象

「新就職手当」という名称で、要件を満たしている場合には、期間の定めなく受給できる。保険方式ではなく、国庫負担のため、職を失った人だけでなく、就職経験のない新規学卒者なども対象となっている。

韓国

中小企業への就職促進策
資産形成のための共済制度

企業規模間による待遇差が大きく、若年就業率が日本より低い。中小企業に就職し、2年間で300万ウォン（約27万円）積み立てると、政府と企業の積み立てと合わせ1,600万ウォン（約143万円）受け取れる制度がある。

ニュージーランド

ニュージーランド

政府主導の年金制度
キーウィセーバーで積立

政府主導で設立された積立額を選べる個人向けの年金制度で、加入すると給料から控除される。企業側も労働者の賃金の最低3%を拠出する。引き出しは原則65歳からだが、初めて住宅を購入する場合などにも利用できる。

アメリカ

国民皆保険制度なく、
民間医療保険が中心

自己責任の精神により、公的な医療保障は高齢者や障がい者、低所得者などに限定。無保険者の問題から、2014年、オバマ政権時に最低限必要な民間医療保険の加入を原則義務化した。トランプ政権下で補助金が削減されるなど弱体化。

小熊英二先生に聞く！ 日本のセーフティネットの 成り立ちと本質は？

社会の「セーフティネット」は、どのような経緯で生まれ、どう発展してきたのか。社会保障の制度的な変遷や様々な助け合いの事例を、膨大な資料をもとに近代日本の意識の変遷を明らかにする研究を続けている。歴史社会学者の小熊英二先生に伺いました。

SUBJECT 1 社会保障制度の本質は お互いが助け合うこと

現在の日本の社会保障制度は1930年代から50年代に構想され、60年代初頭に完成をみしました。第二次世界大戦前は、公務員には恩給制度が、大企業には1920年代から企業独自の年金制度がありました。戦後、健康保険と年金の制度設計をする時、これらの制度を土台にしました。同時に、対象外だった農林自営業者などを「国民健康保険」と「国民年金」という形でカバーしたのです。その結果、日本は、世界で4番目に国民皆保険を達成したとされています。

ただし、この制度でカバーしきれない日雇い労働者や臨時工は少なくありませんでした。また、60年代後半以降、女性のパートをはじめ非正規雇用が大幅に増加しました。制度そのものが、現代の日本社会と乖離しており、制度のあり方を考え直すべき時期と云えます。

社会保障のあり方を大まかに分けると、税金で全国民に提供するユニバーサルな制度か、何らかの信用単位を作った助け合う方法の二通りあります。

後者は、業界、組合、地域などある共同の単位で積み立てる、いわゆる「社会保険」方式が基本ですが、民間保険会社などで積み立てるなど、市場から調達するシステムも考えられます。

重要なのは、これらの仕組みはいずれも、「いま困っていない人」が「いま困っている人」を助けるという点です。つまり、「弱者」だけが集まっても機能せず、「助けが不要な人」が参加して初めて成り立つのです。

病気になりにくい若者や高所得者は、「何故自分がお金を支払わなければならないのか」と考えるかもしれません。しかし、年をとったり、事故で働けなくなったりした時ど

SUBJECT 2 世界と日本の歴史から見る 身近な「助け合い」の事例

小さな単位での「助け合い」は、世界中、どんな時代にも見られます。

例えば、江戸時代の日本には「無尽」という仕組みがありました。長屋などの仲間が集まって積立金をつくり、若者が結婚したり、誰かが病気になったりしてお金が必要になった時、そこから支払うのです。事業を始める時の保証などにも使われた例もあり、その後の相互銀行の原型とも言われています。

ヨーロッパでは、職種単位での助け合いの仕組みが、労働

働組合や社会保険組合などの形で制度化され、成長してきました。

アジア圏では、同郷ネットワークや親族ネットワークが強く、同じ地域の出身者同士で、仕事の斡旋をしたり、困った時に宿を貸したりといった具合です。親族の範囲も広く、「おじさんの兄弟の息子」のような関係の人が頼ってくるようなケースもあります。

日本でも、高度経済成長前までは、同郷や親族のネットワークが比較的強い社会でした。東京など都市部は、関係性が希薄というイメージがありますが、「富山の薬売り」や銭湯経営での北陸出身者のネットワークなどのように、特定地域出身者のつながりは大事にされていました。

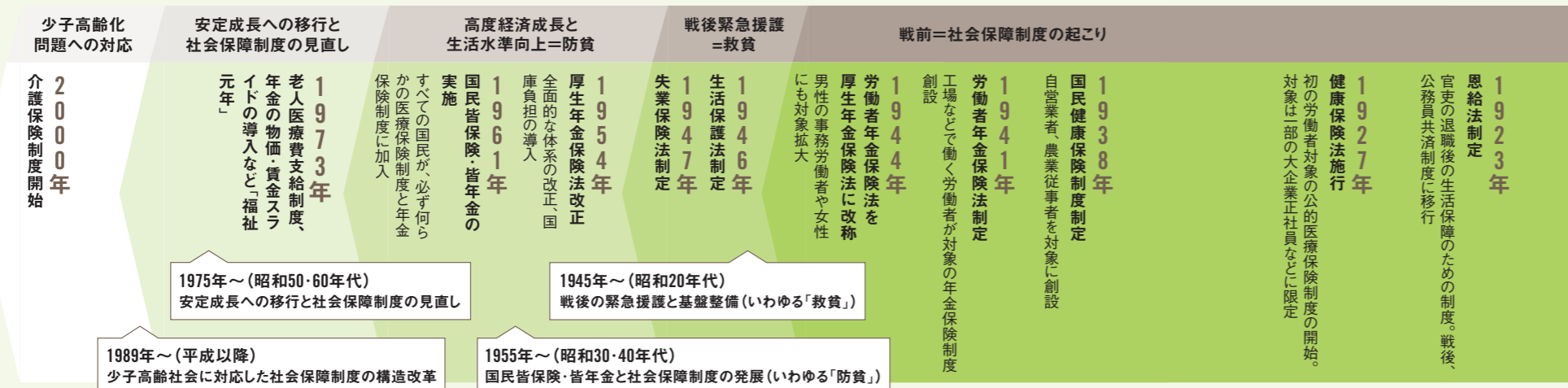
また、60年代、東京で大きな団地が次々と建てられ、住環境改善のために住民同士の助け合いが発達しました。自治会を作り、道路や下水道の

整備、バス停の新設を求めたり、近所の農家から野菜を共同購入したり、保育所を作る運動をしたりといった事例が報告されています。

生協や農協などは、今でも残る仕組みです。日本はこうした地域に密着した組合が発達しています。労働組合も助け合いの単位です。単なる賃上げ要求をするだけではなく、共同購入や住宅の借り上げ、保育所の整備なども労働者や職場に密着した活動として行われてきました。

こうした身近な助け合いの事例は、それぞれ時代や地域の社会条件の中で生まれ、必要に迫られて発展してきたものです。ですから、現代日本にそのまま取り入れられたり、復活させたりすればいいというものではないでしょう。しかし、いま、自分たちにとっての問題解決のために何ができるのかを考えるには、大いにヒントにはなるのではないのでしょうか。

日本の社会保障制度の変遷



歴史社会学者
小熊英二(おぐま・えいじ)
慶応義塾大学教授。1962年東京生まれ。1987年東京大学農学部卒業。出版社勤務を経て、1998年東京大学教養学部総合文化研究科国際社会学専攻大学院博士課程修了。慶應義塾大学専任講師、助教授を経て現職。